

④説明会の開催等（第23条）

事業計画者は、関係地域の属する市町内において、説明会を開催する必要があります。

説明会の開催後、その実施状況の概要を速やかに公告し、縦覧に供するほか、インターネットの利用により公表してください。

⑤関係住民等による意見書の提出（第24条・第25条）

関係住民等は、説明会開催日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画者に対し、生活環境保全上の見地からの意見を記載した意見書を提出することができます。

事業計画者は、関係住民等からの意見等に対する見解書を作成の上、公告し、手続終了まで縦覧に供するほか、インターネットの利用により公表してください。

関係住民等は、見解書の縦覧開始日の翌日から起算して30日を経過する日までに、当該見解書について、再度、意見書を事業計画者に提出できます。

⑥合意形成手続終了の報告等（第26条～第30条）

事業計画者は、③～⑤の手続を適切に実施し、関係住民等との合意形成が図られたと判断した場合に、合意形成手続終了報告書を県に提出することができます。

県は、関係行政機関に照会を行うとともに、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査した上で、事業計画者及び関係行政機関に手続終了を通知するとともに、その旨を公表します。

事業計画を変更する場合、改めて③～⑤の手續が必要になる場合があります。

事業計画を廃止したときは、遅滞なくその旨を県に届け出るとともに、公告してください。

⑦適用除外（第34条）

工業専用地域への処理施設の設置等や周辺環境へ与える影響が増大しない施設の更新等の場合には、原則として本手続に係る規定の適用は除外されます。この場合、適用除外要件の該当性を判断するため、事前に県と協議する必要があります。

PCBを含む廃電気機器等の適正な取扱いについて

PCB廃棄物の確実かつ適正な処分等を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月に制定、平成28年5月に改正されました。PCB廃棄物を保管している事業者には、PCB廃棄物の適正保管、保管状況等の届出及び処分期間内の適正処分などが義務付けられています。

特に、高濃度PCB含有機器等の処分期間は、安定器・汚染物等は令和3年3月末日まで、変圧器・コンデンサー等は令和4年3月末日までと期限が迫っており、処分期間を過ぎると改善命令や代執行等の対象となる可能性があります。使用中のものを含め、確実に処分を行ってください。なお、処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品も高濃度PCB廃棄物とみなされ、PCB特別措置法等が適用されます。

三重県内のPCB廃棄物の処分期限

廃棄物の種類	処理施設	処分期間 ^{※1}
高濃度PCB廃棄物	照明器具の安定器、ウエス等の汚染物	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所 令和3年3月31日まで
	変圧器（トランス）、コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所 令和4年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物	処分施設毎の認定、又は許可内容による	無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可施設 令和9年3月31日まで

※1 高濃度PCB廃棄物は、処分期間の末日から1年を経過すると事実上処分することができなくなります。

処理業者におかれましても、以下に御留意いただき、適正な処分に御協力をお願いします。

・廃電気機器等にPCBが含まれる可能性がある場合は、これらのものを売却または通常の産業廃棄物として取り扱うことができません。取引する際は、排出事業者に対し、当該廃電気機器等についての経歴やPCBの分析結果等の情報を求め、PCB廃棄物でないことを確認してください。

・PCBを含む廃電気機器等やPCBの混入が確認された廃電気機器等（廃電気機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるもの）については、PCB廃棄物に係る処分業の許可または国の認定を受けた業者でなければ処分することができません。

問い合わせ先

三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班
TEL: 059-224-2475 FAX: 059-222-8136

青年部だより

青年部会長新年挨拶



青年部会長
宮崎正弥

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃は青年部活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在全国を震撼させています新型コロナウイルスの感染拡大が、皆様企業の事業活動に於きまして制限を余儀なくされ様々な影響があると思います。しかしながら我々がおこなっています廃棄物処理業は国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり安定的に業務を継続することが必要だと考えます。

私も会長職を仰せつかり、スローガンを「共に躍動」と掲げ青年部の活動に取り組んで行く予定ではありましたが本来計画をしていました事業を執り行うことができませんでした。しかし本年度は青年部といたしまして、この状況の中でも実行可能で今の時代にあった事業を展開させていただきたく考えていますので、何卒会員の皆様におかれましては健康にご留意した上で青年部の事業活動にご協力の程宜しくお願い致します。

結びに今後1日も早く新型コロナウイルスの状況が改善し皆様とお会いできることを願いつつ、皆様の事業の繁栄をご祈念し挨拶とさせていただきます。

青年部副会長新年挨拶



高野和仁

三重県産廃棄物協会青年部に入会させていただいた約7年が経ちました。

今まで地区会議や様々な事業に参加し、多くの青年部メンバー達と出会い、懇親を深めることができ、少しですが友達もできました。そんな日常が今はコロナ禍で会うことすらままならない状況となっていますが、必ずコロナも終息すると信じ、今まで以上に青年部活動に邁進したいと思いますので、今年は昨年以上にみんなで一緒に楽しみましょう！

青年部副会長新年挨拶



落合 祐

青年部部会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

今年度副会長を務めさせて頂いております、有限会社サトー工業の落合祐と申します。本年は、皆様周知のとおり世界中で猛威を振るった新型コロナウイルスの影響により、青年部会の事業自体を中止せざるを得ない状況に見舞われました。第2波第3波と続く状況の中、今後の部会活動もこれまでとは違った形への変化を求められていると感じております。役員会としても戸惑うことは多々ございますが、試行錯誤し今後の協会自体が一回り大きく成長できるような事業を提案していきますので、今後ともご協力の程よろしくお願い致します。

青年部広報担当者後記

新型コロナウイルス感染症拡大により、働き方が大きく変化した方が多いと思います。新型コロナの影響から人々の自由な移動や交流が制限されたことにより、ビジネスにおける「出会い系」の重要性を再確認した人も多いとおもいます。対面だけでなくオンラインでの出会い系が加速している社会において、新たなコミュニケーション方法を模索し、つながりを強化していくことが、より重要になってきています。新型コロナショックは、コミュニティを分断し、オンラインのコミュニケーションを困難にする大変な事態となっています。しかし、今回の事態の中で、産廃協会青年部は、これまでのつながりをオンラインとオフラインを通じ、今まで以上につながりを深めていくのではないかと思います。YouTubeに「三重県産業廃棄物協会 青年部」の紹介動画をUPさせて頂いてます、QRコードを読み取って頂けたら視聴可能ですので、是非一度視聴して頂けたら幸いです。

青年部会の入会募集中

私たち青年部会は「共に躍動」を合言葉に活動しています。勉強会や情報交換を通じて、互いに学び合う中で懇親を深めることができます。是非、ご参加下さい。

入会資格：協会員もしくは賛助会員である50歳以下の方

年会費：年間24,000円
TEL：059-351-8488

「共に学び合える同士がいる」



QRコード